

水道工事に係わる事務手引き

〔趣旨〕 これは、入間市上下水道部が監理する水道工事を施工するにあたり一般的な事柄並びに注意事項をまとめたものである。

1 水道工事を契約した時及び完成した時

① 提出書類

提出先	契 約 後 (14 日以内)	工期変更時	完 成 時
水道施設課	工程表、現場代理人届等 内訳書 ※1	工程表 (変更) ※1	完成届※1、竣工図、数量総 括表、工事写真帳、残土等処 分関係書類、 請求書※1、日報、継手チェ ックシート表※2※3 休日取得実績書

※1 提出方法・様式については、上下水道経営課の配布資料を参照ください。

※2 日本ダクト・パイプ協会発行の様式を使用すること。

※3 水道配水用ポリエチレン管（高密度）の場合、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の様式を使用すること。

② 前払い金について

契約額 5 0 0 万円以上の工事にあっては、前払い金の請求ができる。前払い金が必要な受注者は、必要書類を上下水道経営課総務担当に提出すること。

③ 中間検査（契約額 1, 0 0 0 万円以上）の出来形確認検査について

中間検査時に布設工事施工状況の確認検査を実施する。（中間検査受検前までの写真データを用意すること。）

④ 完成検査に伴う監督員の事前検査実施について

完成検査前に監督員の事前検査をうけ指摘事項のある時は速やかに対応すること。

※ 工事延長及び出来形確認（必要人数を適宜配置すること。）

⑤ 完成検査について

完成検査に伴う必要人数をあらかじめ監督員と調整の上、適宜人員配置し、検査時間の短縮に努めること。（竣工書類は、完成検査の 1 週間前までに提出すること。）

2 水道工事に着手するまで

提出書類	① 施工計画書	2 部
	② 使用材料承認願	2 部
	③ 材料検査願	2 部（規格及び認定品以外の使用材料に限る）
	④ 使用機械承認願	1 部
	⑤ 再生資源利用＜促進＞計画書 工事登録証明書	1 部
	⑥ 施工体制台帳及び施工体系図の写し	1 部
	〔 ・再下請け通知	〕
	⑦ 休日取得計画書	1 部

* 工事の前に監督員と打ち合わせておくべき事項

- ① 市・国・県道の道路占用許可申請書は、監督員が処理し、許可書の写しを監督員より受理する。
- ② 各協議書は、監督員が処理し、回答書の写しを監督員より受理する。（交通防犯課、学校教育課、消防署等）道路使用許可申請書については受注者が処理し、写しを監督員に提出すること。
- ③ 『工事のお知らせ』は、監督員が作成し受注者が配布する。区長についても配付し事前説明を行う。区長へは監督員から事前に連絡をする。
- ④ 工事に支障となる恐れのある境界石については、監督員と協議し道路管理者及び土地所有者等の立会いを求める等、必要な措置を取ること。工事に伴い発生した境界石を巡るトラブルについては、受注者の責任（費用負担を含む）において処理しなければならない。
- ⑤ 仕様書及び詳細事項について打合せを行い、現場立会いをすること。また交通誘導員の配置について打合せを行い配置図を提出する。
- ⑥ 施工体系図を掲示する場所について打合せを行う。掲示後に監督員の確認を受けること。
- ⑦ 他企業等の埋設物の調査を行う。試掘等の結果については、監督員に報告すること。
- ⑧ 関連工事がある場合は、関連工事者との打合せを行う。
- ⑨ 施工前に工程の打合せを監督員と行い、実施工程表を提出すること。

⑩ 緊急時の対応は、携帯電話等を常時携帯し、連絡を取れるようにしておくこと。

⑪ 施工延長を事前に測定し、設計値と照合すること。また、結果を監督員に報告すること。

3 水道工事に着手してから完成まで

* 提出書類

日報は、上下水道部指定の用紙又はそれに準ずる様式にて記入し、1週間毎（定例日）に提出すること。（厳守）

休日取得計画書、実績書を着工日からのものを提出すること。（28日ごと）

* 水道管の切替工事を施工する場合

(1) 断水を伴わない場合及び簡単な切替（枝線等）の場合

① 事前に監督員の了解を得てから施工すること。

② 通水時に影響がでると予想される時は、監督員と十分な打合わせをするとともに、指示を受けてから施工すること。

(2) 断水を伴う場合

① 切替日の決定は、3日前までに監督員と協議して決定すること。

② 断水のお知らせは、切替日3日前までに各戸に配布すること。また、大口利用者、病院、飲食店及びクリーニング店等水を必要とする住民とは事前打合わせを十分行うこと。

③ 切替時のバルブの操作及び通水作業は、監督員の指示により受注者が行う。但し、大規模・広範囲な切替及び監督員が必要と認めた場合は、上下水道部水道施設課各担当と協議のうえ作業すること。

④ 切替におけるバルブの操作等の作業人員については、事前に監督員と十分な協議を行い、切替当日には必要人員を確保しておかなければならない。

⑤ 他企業の立会い依頼は、必要に応じて受注者が依頼すること。

* 水圧検査及び水質確認の実施について

① 検査日の決定及び立会いは、前日までに監督員と協議し決定すること。

② 検査実施中の写真は必ず撮影すること。

* その他 工事期間中は、現場の安全確保に努めること。特に、突風、降雨及び降雪時には現場を見回り、その状況を監督員に報告するとともに、必要に応じ

て処置を行うこと。